



【タイタンピカス】 アオイ科フヨウ属の宿根草。
撮影場所：米沢市 撮影者：深瀬義寛（富士ガス販売株式会社）

C O N T E N T S

日本年金機構

2-3ページ

- 「算定基礎届」の提出は、お済みですか？
- 社会保険手続きは電子申請でカンタンに！
- 年金委員（職域型）をご推薦ください！
- お役に立ちます！ワンポイント相談室④

全国健康保険協会 山形支部

協会けんぽ

4-5ページ

- 社会保険関係申請書・届出書の提出先
- おしえて!やまがたさん!
～限度額適用認定証について～

社会保険協会

6-7ページ

- 「年金説明会」のご案内
- 一般財団法人 山形県社会保険協会決算状況
- 日帰り契約施設が追加になりました
- 会員事業所さまの所在地や名称等に変更があった場合には当協会にもお知らせください！
- 庄内支部・置賜支部からお知らせ



「算定基礎届」の提出は、お済みですか？ 未提出の事業所さまは、早めにご提出を

毎年1回、7月1日における全ての被保険者の標準報酬月額を決定するために、「健康保険 厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届 厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届」(以下「算定基礎届」)の提出が必要です。

今年度は令和5年6月中旬から、事業主へ送付されています。この届書により、被保険者が事業主から受ける報酬の変動に対応するため、毎年7月に見直しが行われます。7月1日現在で使用している全ての被保険者及び70歳以上の被用者に4～6月に支払った賃金を、事業主から届出いただき、この届出内容に基づき、毎年1回標準報酬月額を決定します。新たに決定された標準報酬月額は、原則1年間(今年度9月から翌年度8月まで)の各月に適用され、納めていただく保険料の計算や、受け取る年金額、健康保険の給付額等の計算の基礎となります。

記入にあたっては、「算定基礎届」に同封の「算定基礎届の記載例」や日本年金機構ホームページをご参考のうえ、適正な届出をお願いします。なお、「算定基礎届総括表」は令和3年度より廃止となったため、提出は不要です。

「算定基礎届」の提出の対象となる方は、7月1日現在の全ての被保険者です。

ただし、以下の①～④のいずれかに該当する方の提出は不要です。

- ①6月1日以降に資格取得した方
- ②6月30日以前に退職した方
- ③7月改定の「月額変更届」を提出する方
- ④8月又は9月に随時改定が予定されている旨の申出を行った方



提出先

算定基礎届送付時に同封している返信用封筒により、「仙台広域事務センター」へ郵送

事業主の皆さまへ 社会保険手続きは 電子申請でカンタンに! /

◎電子申請なら紙や電子媒体で申請されたものよりも早く処理がされます。例えば、保険証は紙で申請されるより電子申請の方が**3～4日早く届きます**。**ぜひ電子申請をご利用ください!**

日本年金機構ホームページに電子申請の利用手順を掲載しています。ぜひご覧ください。

説明動画も
掲載しています!



日本年金機構 電子申請

検索

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>



お電話での電子申請のご利用に関するお問い合わせ先はこちらです

【ねんきん加入者ダイヤル(日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口)】

0570-007-123(ナビダイヤル) → 「2番」をお選びください

050から始まる電話でおかけになる場合は、**03-6837-2913** → 「2番」をお選びください

〈受付時間〉 月～金曜日:午前8時30分～午後7時

第2土曜日:午前9時30分～午後4時

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

年金委員(職域型)をご推薦ください!

日本年金機構では、公的年金制度について広く国民の皆さまに周知するとともに、制度への理解と信頼を深めていただくための普及・啓発活動を行っていただく方々として、**年金委員**を設置しています。(日本年金機構法第30条)

年金委員は、その活動の範囲により**職域型**と**地域型**に区分され、**職域型**は事業主が管轄の年金事務所に推薦書を提出し、厚生労働大臣が委嘱します。

職域型年金委員【職場と年金事務所を結ぶパイプ役】

新入社員に対する年金制度の概要の説明、職場における年金制度の周知、定年退職者への年金受給手続きの相談・助言等を行います。

任期

なし ※令和5年3月末時点で、全国で約12万7千人の方が職域型年金委員として委嘱されています。

活動範囲

勤務する職場

推薦者

事業主

推薦条件

厚生年金保険に関する事務を担当している(したことがある)方

日本年金機構では、年金委員の皆さまに対し、情報提供や研修、表彰等を行い支援しております。

年金委員が設置されていない事業所さまは、ぜひ管轄の年金事務所までご推薦をお願いします。なお、「年金委員推薦書」は日本年金機構ホームページよりダウンロードしてご利用いただくか、各年金事務所総務担当課へご照会ください。



日本年金機構

年金委員とは

検索

お役に立ちます! ワンポイント相談室④

本人が年金の相談に行けないときは

Q

本人が年金の相談に行けないときは、家族や友人が代わりに相談に行ってもいいですか。

A

本人の委任状があればどなたでもご相談ができます。次の書類等を年金事務所にお持ちください。

- 本人の委任状
- 窓口で相談する方ご自身の本人確認ができる書類
委任状は、日本年金機構ホームページからダウンロードできます。
※委任状は以下の事項を記載した任意の用紙でも有効です。
- 委任状を作成した年月日
- 本人の年金証書などに記載されている基礎年金番号と年金コード
- 氏名 ● 住所 ● 生年月日
- 委任する内容
- 代理人の氏名、住所、本人との関係

なお、個人情報を含む年金相談には、本人(委任者)の基礎年金番号が必要となります。基礎年金番号の記載(もしくは番号のわかる書類等の持参)がないときは、制度や手続き方法など一般的な相談となります。また、本人の委任状がない場合も一般的な相談は可能です。
本人が病気やけがなどの理由で委任状を作成できず、来訪することも困難な場合は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

お問い合わせ

日本年金機構 山形県内各年金事務所

日本年金機構

検索

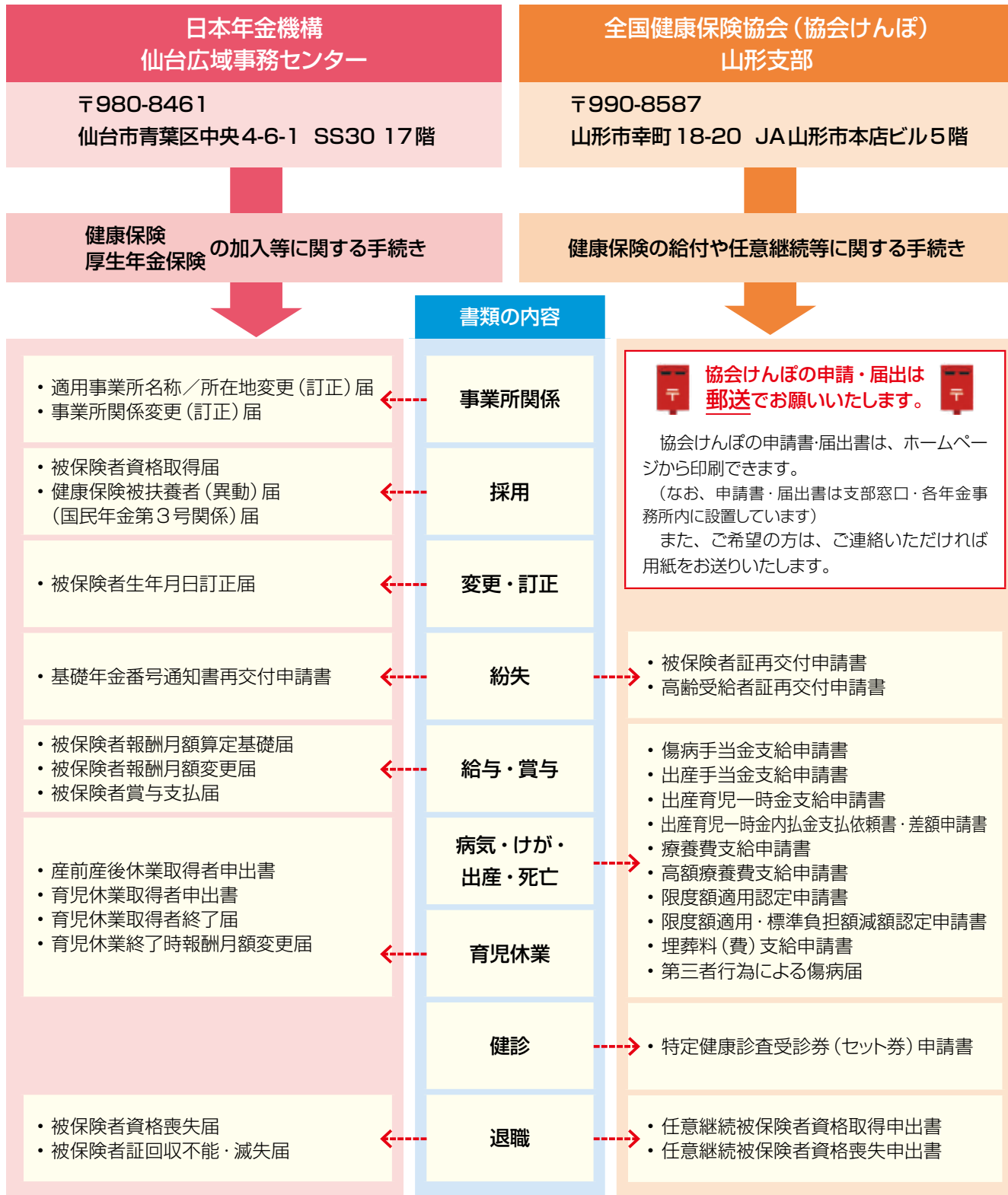
URL <https://www.nenkin.go.jp/>



送付前にもう一度ご確認ください!
社会保険関係申請書・届出書の提出先



年金と健康保険に関する書類は、下記の通り申請書・届出書により提出先が分かれています。
書類を送付する際には下記をご確認のうえ、ご提出くださいますようお願いいたします。



【お問い合わせ先】協会けんぽ山形支部 業務グループ 023-629-7225 (ナビダイヤル1番)

おしえて！ やまがたさん!



～限度額適用認定証
について～



【やまがたさん】
総務課に所属する
健康保険に詳しいベテラン



【はながさん】
やまがたさんと同じ総務課の中堅
～お腹まわりが気になる～

1

実は検査入院を
することになりました…

!!

それは大変!

2

思ったより医療費が
かかるみたいでどうしよう…

それなら限度額適用認定証を
準備したほうがいいかもしれないわね。
もう申請はした?

3

まだです!
あとから申請しても
間に合いますよね!

4

ちょっと待って!
限度額適用認定証は事前に申請する
必要があるわ!
有効期限も申請した月の初日から1年間で、
さかのぼって申請はできないから
注意が必要よ。

えっ、
急いで申請しないと!

医療費が高額になりそうなきは 限度額適用認定証を利用しましょう

あらかじめ「限度額適用認定証」の交付を受け、受診される際に医療機関等窓口へ提示することにより、窓口での支払いが自己負担限度額までに軽減されます。

入院することになったけど、
医療費の支払いが心配…



月々の外来診療の医療費
が高額になりそう…

限度額適用認定証の提示で

限度額適用認定証を利用すると、窓口での
お支払いが自己負担限度額までとなります。

※70歳以上の方は、高齢受給者証が限度額適用認定証の代わりになります。(現役並み所得IまたはIIに該当する方、および低所得IまたはIIに該当する方は申請書の提出が必要です。)

限度額適用認定証申請から利用までの流れ

1 事前に郵送で
「限度額適用認定申請書」を
協会けんぽ都道府県支部に
提出

2 「限度額適用認定証」が
交付される
※申請書に不備がない場合
10日程度で交付



3 交付された「限度額適用認定証」と
「保険証」を窓口へ提示する
1ヶ月のうち複数の医療機関を受診した場
合、自己負担額により別途、高額療養費支
給申請書の提出が必要な場合があります。

◇マイナンバーカードを健康保険証として利用すると、「限度額適用認定証」がなくても、限度額を超える支払いが免除されます。
※ただし、利用には医療機関窓口で顔認証付きカードリーダーでの登録が必要です。

【お問い合わせ先】 協会けんぽ山形支部 業務グループ 023-629-7225 (ナビダイヤル1番)

お問い合わせ

全国健康保険協会(協会けんぽ) 山形支部
〒990-8587 山形市幸町 18-20 JA 山形市本店ビル 5階 TEL. 023-629-7225(代表)

協会けんぽ

検索

URL <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

【会員事業所さま限定】 「年金説明会」のご案内



これから年金を請求される方等を対象に、下記の日程で年金説明会を開催します。年金事務所の職員が年金制度や手続きについてわかりやすく説明します。資料代や参加費は無料です。

会場における参加者間の適切な距離を確保するため、**当協会会員事業所の被保険者さまに限定し、1会場あたり1事業所さま最大5名まで**とさせていただきます。

参加申込書など詳しくは当協会ホームページをご覧ください。

開催地区	開催日	時間	会場	定員
置賜	9月 9日(土)	13:30 ~ 15:30	長井市民文化会館 長井市館町北5-10	40名
山形	9月10日(日)	9:30 ~ 11:30	山形国際交流プラザ(山形ビッグウイング) 山形市平久保100	75名
寒河江	9月30日(土)	9:30 ~ 11:30	寒河江市技術交流プラザ 寒河江市中央工業団地153-1	40名
置賜	10月15日(日)	13:30 ~ 15:30	伝国の杜 置賜文化ホール 米沢市丸の内1-2-1	50名
新庄	10月21日(土)	9:30 ~ 11:30	最上広域交流センター(ゆめりあ) 新庄市多門町1-2	30名
寒河江	11月11日(土)	9:30 ~ 11:30	東根市職業訓練センター 東根市中央1-3-1	40名
庄内	11月19日(日)	10:00 ~ 12:00	東京第一ホテル鶴岡 鶴岡市錦町2-10	70名
庄内	11月25日(土)	10:00 ~ 12:00	ホテルリッチ&ガーデン酒田 酒田市若竹町1-1-1	70名
山形	12月 9日(土)	9:30 ~ 11:30	山形国際交流プラザ(山形ビッグウイング) 山形市平久保100	75名

一般財団法人 山形県社会保険協会決算状況

令和4年度の事業結果と決算について承認されました。決算状況は以下のとおりです。

令和4年度正味財産増減計算書 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

科目	4年度決算	前年度決算	比較増減
一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益	44,089,587	44,941,936	△ 852,349
(2) 経常費用	44,843,966	44,051,539	792,427
当期経常増減額	△ 754,379	890,397	△ 1,644,776
2 当期一般正味財産増減額	△ 754,379	890,397	△ 1,644,776
3 一般正味財産期首残高	107,737,103	106,846,706	890,397
4 一般正味財産期末残高	106,982,724	107,737,103	△ 754,379

※ 詳細につきましては、当協会ホームページに掲載しております。

日帰り契約施設が追加になりました

7月1日から、「まむろ川温泉 梅里苑」(真室川町平岡894-2 ☎0233-62-2375)が、日帰り契約施設になりました。皆さま、ご利用ください。



会員事業所さまの所在地や名称等に変更があった場合には 当協会にもお知らせください!



事業所の名称や所在地等に変更があった際には、管轄の年金事務所に所定の手続きを行っていただいていることと存じますが、当協会では変更があったことを把握することができません。

広報誌「社会保険やまがた」などの送付物を会員事業所さまへ確実にお届けするために、変更になった事業所の名称、所在地、記号や電話番号を**当協会にも右の「会員事業所変更事項届」によりお知らせください。**

※「会員事業所変更事項届」は当協会ホームページからダウンロードできますので、**FAX(023-633-4114)**又は郵送でお送りください。

FAX 023-633-4114		
会員事業所変更事項届		
令和 年 月 日		
一般財団法人 山形県社会保険協会 印		
事業所名(必ず個人名で記入)	電話番号	- -
	ご所属番号	
＜届出する事業所個人名＞		
氏名	漢字	フリガナ
性別	男	女
年齢	年	月
事業所名	-	-
電話番号	- -	- -

社会保険協会 庄内支部・置賜支部からのお知らせ

健康づくり事業として、庄内及び置賜支部でゴルフ大会を開催します。皆さまの参加をお待ちしております。

【庄内支部健康づくりゴルフ大会】

日 時	令和5年9月9日(土) 8時まで集合
場 所	湯の浜カントリークラブ (鶴岡市)
参加費	2,000円
定 員	16名



【置賜支部健康づくりゴルフ大会】 (置賜地区社会保険委員会共催)

日 時	令和5年9月15日(金) 8時50分まで集合
場 所	ボナリ高原ゴルフクラブ (福島県猪苗代町)
参加費	3,000円
定 員	16名

《申込方法》 各ゴルフ大会とも ①参加するゴルフ大会名、②事業所名、③参加者氏名、④年齢を記載した申込書を各開催日の2週間前までにFAXにてお申込みください。ただし、定員になり次第締め切らせていただきます。

申込先：一般財団法人 山形県社会保険協会 FAX023-633-4114

お問い合わせ・お申し込み

一般財団法人 山形県社会保険協会 〒990-0043 山形市本町 2-3-38 岩城ビル 4F

山形県社会保険協会

検索

TEL. 023-642-6261 FAX. 023-633-4114 URL <http://www.shahokyo-yamagata.jp/>



大葉のジェノベーゼパスタ

大葉には皮膚の粘膜を正常に保ったり、目の健康を維持したりする効果があるとされています。



材料 [4人分] ◎1人当たりおよそ735kcal

大葉……………50枚 (内10枚は飾り用)	A
角切りベーコン ……………200g	すりおろしにんにく ……………小さじ1/2
パスタ ……320g	粉チーズ…30g
	くるみ(みじん切り) ……………30g
	EVオリーブオイル ……………60ml
	塩……………小さじ1

作り方

- ① 大葉を40枚をみじん切りにし、10枚は千切りにする。
- ② ボウルに①のみじん切りとAを入れ、混ぜる。
- ③ 鍋に水と塩(分量外)を入れ湯を沸かし、パスタを表示時間通りに茹でる。
- ④ ③を茹でている間に、角切りベーコンをフライパンに入れ弱火にし、ベーコンから出る油で香ばしく焼く。
- ⑤ ②③④を和えて器に盛り付け、千切りにした大葉を飾る。



社会保険協会費 納入のお願い



山形県社会保険協会では、会員である事業主さまのご協力のもと、社会保険制度の周知・広報や社会保険事業の円滑な推進、会員事業所に勤務する被保険者及びその被扶養者(ご家族)の皆さまの健康と福利増進のため、各種事業を行っております。

広報誌「社会保険やまがた」の隔月発行、社会保険事務講習会等の開催、指定施設利用の補助、人間ドック等の受診費用の助成などの事業を実施しており、これらの事業は納入いただいた会費により運営しております。

会員事業所さまにおかれましては、事業の趣旨にご理解賜り、令和5年度の会費納入につきましてよろしくお願い申し上げます。6月にお送りしました「払込取扱票」により、7月末日まで納入していただきますようお願いいたします。



令和5年度「わたしと年金」エッセイ募集中

日本年金機構では、毎年11月を「ねんきん月間」とし、皆さまに公的年金制度に対する理解を深めていただくための啓発活動を展開しています。この取り組みの一環として、公的年金をテーマにしたエッセイを広く皆さまから募集しています。ふるってご応募ください。

内容

公的年金の大切さ、応募者ご自身やご家族と公的年金のかかわり、公的年金制度をテーマにしたエッセイ。日本語で1,000～2,000文字程度。

応募締切 令和5年9月8日(金)(消印有効)

応募資格 中学生以上

賞

厚生労働大臣賞・日本年金機構理事長賞・優秀賞・入選

発表

受賞作品は、11月に日本年金機構ホームページにて発表

後援

厚生労働省、文部科学省、全国高等学校長協会、全国都道府県教育委員会連合会

詳細は、日本年金機構ホームページ【わたしと年金】をご覧ください。

